

## 大阪市中央卸売市場食の安全・安心連絡会 設置要綱

### 1 目 的

食に関する3市場の連携を強化し、市民（消費者）の食の安全・安心を図るため、「大阪市中央卸売市場食の安全・安心連絡会」（以下、「連絡会」という。）を設置する。

### 2 所掌事務

連絡会は、次の事項について連絡協議する。

- （1）食の安全に係る連携に関する事項。
- （2）食の安全に係る情報の収集・交換に関する事項。
- （3）その他、必要と認められる事項に関する事項。

### 3 構 成

- （1）連絡会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- （2）連絡会は、必要に応じて、別表に掲げる者以外の者が出席することができる。

### 4 連絡会の開催等

- （1）連絡会は、必要に応じて隨時開催することができる。
- （2）連絡会は、その連絡協議すべき内容に応じて、当該内容に係る構成員及びその他 の関係職員等の出席により開催することができる。
- （3）連絡会は、必要に応じて関係者の出席を求める意見を聞くことができる。

### 5 事 務

事務局は中央卸売市場企画課に置く。

### その他

この要領に定めのない事項については、その都度協議し、処理するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

連絡会構成委員	
中央卸売市場企画課	企画課長
〃	企画課長代理
中央卸売市場本場	本場長
中央卸売市場東部市場	東部市場長
中央卸売市場南港市場	将来戦略プラン担当課長
〃	衛生管理担当課長
本場食品衛生検査所	所長
東部市場食品衛生検査所	所長
南港市場食肉衛生検査所	所長